

# 令和5年度各種講習案内

建設業労働災害防止協会三重県支部

## ■ 実施予定表

### 作業主任者技能講習・建築物石綿含有建材調査者講習

月日	地区	会場	月日	地区	会場
<b>【足場の組立て等作業主任者技能講習】</b>					
5/18・19	津	サン・ワーク津	2/8・9	津	サン・ワーク津
10/19・20	津	サン・ワーク津			
<b>【型枠支保工の組立て等主任者技能講習】</b>					
8/24・25	津	サン・ワーク津			
<b>【地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習】</b>					
5/24～26	津	サン・ワーク津	11/15～17	津	サン・ワーク津
9/6～8	津	サン・ワーク津			
<b>【建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習】</b>					
7/6・7	津	サン・ワーク津			
<b>【木造建築物の組立て等作業主任者技能講習】</b>					
7/24・25	津	津建設会館			
<b>【石綿作業主任者技能講習】</b>					
4/4・5	桑名	桑名パブリックセンター	11/27・28	桑名	桑名パブリックセンター
5/10・11	四日市	北勢自動車協会	12/20・21	桑名	桑名パブリックセンター
6/6・7	桑名	桑名パブリックセンター	2/26・27	桑名	桑名パブリックセンター
9/25・26	桑名	桑名パブリックセンター			
<b>【コンクリート造工作物の解体等作業主任者技能講習】</b>					
8/9・10	津	サン・ワーク津			
<b>【特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習】</b>					
4/6・7	津	サン・ワーク津	12/8・11	津	サン・ワーク津
6/8・9	津	サン・ワーク津			
<b>【建築物石綿含有建材調査者講習(一般)】</b>					
R5/3/24・27	津	サン・ワーク津	8/22・23	津	津建設会館
5/12・15	津	サン・ワーク津	11/20・22	津	サン・ワーク津
6/23・26	津	津建設会館	12/14・15	津	サン・ワーク津
8/1・2	津	津建設会館	2/28・29	四日市	四日市市勤労者・市民交流センター

### 作業主任者技能講習・建築物石綿含有建材調査者講習 講習料金等 (受講料・テキスト代は消費税を含みます)

	講習会名	講習料金(受講料+テキスト代)		添付書類
		受講料(円)	テキスト代(円)	
作業主任者 技能講習	足場の組立て等	10,000	1,680	①写真2枚 (縦3.5cm×横2.5cm) ②受講料振込を確認できる 書類写し ③本人確認書類 (免許証写し等) ④受講資格要件修了証等 の写し (必要な場合のみ) ⑤免除受講希望の場合は 免除区分に該当する 免許証・資格証等の写し
	型枠支保工の組立て等	10,000	1,990	
	地山の掘削及び土止め支保工	13,000	2,620	
	建築物等の鉄骨の組立て等	10,000	1,880	
	木造建築物の組立て等	10,000	1,570	
	石綿	11,000	1,980	
	コンクリート造工作物の解体等	10,000	2,200	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等	11,000	1,980	
建築物石綿含有建材調査者講習(一般)		44,000	4,630	

建災防三重県支部会員は上記テキスト代より1,000円(補助)を引いた金額に受講料を加えて納めて下さい。

※受講資格(作業経験等)については当支部HP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』を参照してください。

## 技能講習

月日	地区	会場	月日	地区	会場
<b>【車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習】一部免除あり</b>					
7/18・19	伊勢	学科 ポリテクセンター伊勢	10/23・24	伊勢	学科 ポリテクセンター伊勢
7/20		実技 大仲建設(株)土場	10/25		実技 大仲建設(株)土場
<b>【車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習】免除なし(全科目講習)</b>					
6/15・16	伊勢	学科 ポリテクセンター伊勢	11/7・8	伊勢	学科 ポリテクセンター伊勢
6/19～22		実技 大仲建設(株)土場	11/9・10・13・14		実技 大仲建設(株)土場
<b>【車両系建設機械(解体用)運転技能講習】一部免除あり</b>					
8/21	伊勢	学科 ポリテクセンター伊勢			
		実技 大仲建設(株)土場			

(令和5年12月 7日)

【不整地運搬車】							
9/11・12	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢				
9/13		実技	大仲建設(株)土場				
【高所作業車】							
4/10・11	四日市	学科	北部輸送サービスセンター	10/16・17	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢
4/12		実技	ポリテクセンター三重 南駐車場	10/18		実技	大仲建設(株)土場
5/29・30	四日市	学科	四日市建設業会館	1/10・11	四日市	学科	四日市市勤労者・市民交流センター
5/31		実技	ポリテクセンター三重 南駐車場	1/12		実技	ポリテクセンター三重 南駐車場
7/12・13	四日市	学科	北部輸送サービスセンター	3/13・14	鈴鹿	学科	鈴鹿地域職業訓練センター
7/14		実技	ポリテクセンター三重 南駐車場	3/15		実技	鈴鹿地域職業訓練センター
9/20・21	四日市	学科	四日市建設業会館				
9/22		実技	ポリテクセンター三重 南駐車場				
【玉掛け】							
4/24・25	四日市	学科	四日市建設業会館	10/10・11	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢
4/26		実技	ポリテクセンター三重 南駐車場	10/12		実技	大仲建設(株)土場
6/12・13	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢	12/5・6	四日市	学科	四日市建設業会館
6/14		実技	大仲建設(株)土場	12/7		実技	ポリテクセンター三重 南駐車場
8/28・29	四日市	学科	じばさん三重	2/13・14	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢
8/30		実技	ポリテクセンター三重 南駐車場	2/15		実技	大仲建設(株)土場

### 技能講習 講習料金等

(受講料・テキスト代は消費税を含みます)

講習会名	試験区分	講習料金(受講料+テキスト代)		添付書類
		受講料(円)	テキスト代(円)	
車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	A・B	38,000	1,680	①写真2枚 (縦3.5cm×横2.5cm) ②受講料振込を確認できる書類写し ③本人確認書類(免許証写し等) ④受講資格要件修了証等の写し (必要な場合のみ) ⑤免除受講希望の場合は免除区分 に該当する免許証・資格証等の写し
	全科目	90,000		
車両系建設機械(解体用)	免除	25,000	1,570	
不整地運搬車	A	36,000	1,570	
	B	38,000		
高所作業車	1号	36,000	1,880	
	2号	38,000		
玉掛	—	18,000	1,650	

建災防三重県支部会員は上記テキスト代より1,000円(補助)を引いた金額に受講料を加えて納めて下さい。

※受講要件・免除区分につきましては、当支部HP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』を参照して下さい。

### 各種教育・特別教育

月日	地区	会場	月日	地区	会場
【職長・安全衛生責任者教育】					
4/27・28	伊勢	ポリテクセンター伊勢	10/26・27	四日市	北部輸送サービスセンター
5/22・23	鈴鹿	鈴鹿地域職業訓練センター	11/30・12/1	津	津建設会館
6/29・30	津	サン・ワーク津	12/25・26	四日市	北部輸送サービスセンター
7/27・28	四日市	四日市建設業会館	1/25・26	津	津建設会館
8/31・9/1	伊勢	ポリテクセンター伊勢	2/21・22	四日市	四日市建設業会館
9/28・29	津	津建設会館	3/21・22	津	津建設会館
【職長・安全衛生責任者能力向上教育】					
4/17	津	津建設会館	9/4	四日市	北部輸送サービスセンター
7/26	伊勢	ポリテクセンター伊勢	1/9	津	津建設会館
8/3	津	津建設会館			
【足場の組立て等作業主任者能力向上教育】					
11/21	津	津建設会館	2/19	四日市	四日市市勤労者・市民交流センター
12/18	津	サン・ワーク津			
【施工管理者等のための足場点検実務者研修】					
11/6	津	津建設会館	2/5	四日市	四日市市勤労者・市民交流センター
12/27	津	サン・ワーク津			
【丸のこ等取扱作業従事者教育】					
8/17	津	津建設会館			
【酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育】					
7/21	津	津建設会館			

【石綿取扱作業従事者特別教育】							
4/21	津	津建設会館		9/5	津	津建設会館	
7/5	津	津建設会館		1/22	津	津建設会館	
【ローラー(締固め用)運転特別教育】							
9/14	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢				
9/15		実技	大仲建設(株)土場				
【小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育】							
7/10	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢	2/1	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢
7/11		実技	大仲建設(株)土場	2/2		実技	大仲建設(株)土場
11/1	伊勢	学科	ポリテクセンター伊勢				
11/2		実技	大仲建設(株)土場				
【ロープ高所作業特別教育(学科)】							
7/3	津	津建設会館					
【足場の組み立て等作業特別教育】							
4/19	伊勢	ポリテクセンター伊勢		9/19	四日市	四日市建設業会館	
5/17	四日市	ポリテクセンター三重		10/31	鈴鹿	鈴鹿地域職業訓練センター	
6/27	伊勢	ポリテクセンター伊勢		11/29	津	津建設会館	
7/4	津	津建設会館		1/23	四日市	ポリテクセンター三重	
8/8	伊勢	ポリテクセンター伊勢		3/11	津	津建設会館	
【フルハーネス型安全帯使用作業特別教育】							
4/20	四日市	北部輸送サービスセンター		10/30	四日市	四日市建設業会館	
5/16	津	津建設会館		11/24	津	津建設会館	
6/28	伊勢	ポリテクセンター伊勢		12/22	伊勢	ポリテクセンター伊勢	
7/31	鈴鹿	鈴鹿地域職業訓練センター		1/24	四日市	四日市建設業会館	
8/18	津	津建設会館		2/16	津	津建設会館	
9/27	伊勢	ポリテクセンター伊勢		3/12	伊勢	ポリテクセンター伊勢	

各種教育・特別教育 講習料金等 (受講料・テキスト代は消費税を含みます)

講習会名	講習料金(受講料+テキスト代)		添付書類
	受講料(円)	テキスト代(円)	
職長・安全衛生責任者教育	11,000	2,100	①写真2枚 (縦3.5cm×横2.5cm) ②受講料振込を確認できる書類写し ③本人確認書類(免許証写し等) ④受講資格要件修了証等の写し (必要な場合のみ)
職長・安全衛生責任者能力向上教育	8,000	970	
足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	9,000	1,606	
施工管理者等のための 足場点検実務者研修	6,500	1,606	
丸のこ等取扱作業従事者教育	6,000	1,050	
酸素欠乏・硫化水素危険作業 特別教育	7,000	1,050	
石綿取扱作業従事者特別教育	5,500	840	
ローラー(締固め用)運転 特別教育	17,000	1,360	
小型車両系建設機械(整地・ 運搬・積込み用及び掘削用)運転 特別教育	18,000	1,020	
ロープ高所作業特別教育 (学科)	6,500	2,300	
足場の組み立て等作業 特別教育(6時間)	7,000	810	
フルハーネス型安全帯使用作 業特別教育	7,500	810	

建災防三重県支部会員は上記テキスト代より1,000円(補助)を引いた金額に受講料を加えて納めて下さい。

(テキスト代が1000円に満たない場合はその全額を補助します)

※受講要件(作業経験等)については当支部HP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』を参照してください。

※作業主任者技能講習、技能講習、各種教育・特別教育の詳細は、当支部HP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』を参照してください。当支部HPは建災防本部HPから入れます。検索で「建災防」

と入力検索し、建設業労働災害防止協会(本部)HPに入った後、本部HP内の【講習のご紹介】→【エリアから探す】から三重県支部のホームページに移動します。

※当支部の作業主任者技能講習、技能講習、特別教育は、厚生労働省の人材開発支援助成金制度が適用されます。人材開発支援助成金の助成金額は、受講料(テキスト代を含む)の75%と受講1日につき8,550円の賃金助成額の合計額(規模が20人以下の場合)です。当支部は人材開発支援助成金の証明をしています。詳しくは、当支部のHP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』を参照してください。

※熱中症、研削といし(自由研削用)、低圧電気取扱者、振動工具等の特別教育等については、団体、企業等からの要望により開催しますので、当支部までご連絡をお願いします(概ね20~30人以上)。詳しくは、ホームページをご覧になるか当支部まで電話をしてください。

## ■ 各種講習会の受講申込みについて

※作業主任者技能講習、技能講習等については、各種類ごとに技能講習規程等が厚生労働省告示等で示されています。受講資格によって講習科目の一部免除等が設けられていますが、当支部では各受講資格ごとに講習を開催することが運営上困難ですので限られた受講資格で実施しています。

### 受講手続きは次のとおりです。

- ①希望講習会の申込み書類を入手して下さい。申込み書類は、当支部のHP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』からダウンロードできます。また、当支部及び各分会にもあります。
- ②電話にて受付状況を確認し、各種講習会の留意事項参照の上、申込み書類を作成して下さい。(定員に達した場合は受講をお断りすることがあります)
- ③申込み書類・写真2枚・本人確認書類・講習料金・受講資格証明書写し(必要な場合のみ)を三重県支部事務局へ提出して下さい。
- ④本人確認書類(住民票、自動車運転免許証写し、マイナンバーカード写し、在留カード写し等)は、申込み時に必ず当支部へ提出して下さい。
- ⑤受付について  
各講習開催日4か月前より受付を開始します。原則として電話・FAXによる受付は行っていません。  
〈郵送〉【現金書留】 申込み書類・写真2枚・本人確認書類・講習料金・受講資格証明書写し(必要な場合のみ)を三重県支部へ郵送して下さい。  
【振込】 申込み書類・写真2枚・本人確認書類・受講料振込を確認できる書類(内訳を含む)・受講資格証明書写し(必要な場合のみ)を三重県支部へ郵送して下さい。  
〈持参〉 申込み書類・写真2枚・本人確認書類・講習料金(銀行振込領収証写し)・受講資格証明書写し(必要な場合のみ)を三重県支部へ持参して下さい。
- ⑥受付完了後、受講票・時間割・開催場所の略図等をお渡しします。
- ⑦受講料、テキスト代はすべて消費税込みの金額を表示しています。

※申込書送付の際は銀行振り込み領収書等写し(複数講習一括振込の場合は内訳メモを添付)及び受講資格要件資格証写し等添付書類を必ず申込書に添付して下さい。

※申込み書類に不備があった場合は、受付ないことがありますのでご注意下さい。

※欠席の場合、講習料金・申込み書類等は、お返しできません。申込後、業務の都合上等やむを得ない理由で欠席される場合は、講習実施日の前営業日午後4時まで連絡があった場合に限り、再受講票(概ね1年間有効)を送付します。

※講習当日が悪天候の場合は、講習催行を中止、又は延期することがあります。

※講習受講申込者が少ない場合は、講習催行を延期または中止することがあります。

【送付先】 〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館1階

建設業労働災害防止協会三重県支部 TEL 059-227-5922

【振込先】 百五銀行 津駅前支店 普通預金 口座番号 114967

建設業労働災害防止協会三重県支部 (振込手数料は振込み者でご負担下さい)

## ■ 各種講習に関する留意事項

### 作業主任者技能講習

#### 1. 講習内容

専門・一般・教育・法令の4科目(建築物等の鉄骨の組立て等については、環境の1科目が加わり計5科目、石綿、特化物については、予防措置・作業環境・保護具・法令の4科目)について、テキストを中心とした講義方式で行います。

全科目講義終了後、修了試験を行い、合格基準点に達した方に、後日修了証を交付します。

#### 2. 受講資格

当該作業(たとえば、足場講習の場合は足場組み立てに関する作業)の実務経験が3年以上の方  
 ※ただし、高校・高専・大学(専門・短期学校は含まない)で、土木・建築(足場については造船等を含む、地山の掘削及び土止め支保工については農業土木等を含む)の学科を専攻し卒業した方は、2年以上の実務経験で受講可能です(この場合、申し込み時に卒業証書の写し等を添付して下さい)。  
 ※石綿、特定化学物質及び四アルキル鉛等講習については、学歴・実務経験を問いませんが18歳以上の方に限ります。

※実務経験は、18歳以上での経験です。

※足場講習の場合、

- ①平成26年7月2日以降平成27年7月1日の間に足場組立作業を開始した人の平成29年7月以降の実務経験期間は、特別教育修了後の期間となります。
- ②平成27年7月2日以降足場組立作業を開始した人の実務経験期間は、特別教育修了後の期間となります。
- ③平成29年7月1日以降の実務経験期間は、全ての人について特別教育修了後の期間となります。

#### 3. 受講定員 各概ね100名

#### 4. 受付開始時期

各講習開催日4ヵ月前(受付開始日が土・日・祝祭日の時はその前日)より受付を始めます。

#### 5. 申込み締切り 講習開催日のおよそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

#### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、実務経験等に係る事業主証明を受け、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申し込んで下さい。

#### 7. その他

下記の作業主任者技能講習については、既に取得している資格によって修了試験の一部科目を免除出来ますので、希望者は、申し込み時に修了証・資格証のコピーを添付して下さい。

※当支部の作業主任者技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金制度が適用され

ます。人材開発支援助成金の助成金額は、受講料(テキスト代を含む)の75%と受講1日につき8,550円の賃金助成額の合計(規模が20人以内の場合)です。当支部は人材開発支援助成金の証明をしています。詳しくは、当支部のHP 『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』を参照してください。

### 【各講習会における一部免除資格及び免除科目】

講習会名	修了試験免除資格	試験免除科目	
		専門	一般
足場の組立て等	とびに係る1級又は2級の技能検定合格者のいずれか	専門	一般
建築物等の鉄骨の組立て等	鋼橋架設等・コンクリート橋架設等の各作業主任者講習修了者のいずれか	教育	環境
木造建築物の組立て等	足場の組立て等・型枠支保工の組立て等・鉄骨の組立て等・建築物等の鉄骨の組立て等の各作業主任者講習修了者のいずれか	一般	教育
型枠支保工の組立て等	ブロック建築又は、とびに係る1級又は2級の技能検定合格者のいずれか	専門	一般
地山の掘削及び土止め支保工	土木施工管理技術検定(1級、2級)に合格した者	作業	設備
コンクリート造工作物の解体等	とびに係る1級又は2級の技能検定合格者のいずれか	専門	一般

## 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

### 1. 講習内容

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(機体重量制限なし)の運転に必要な技能講習です。走行・作業・一般・法令の4科目について、テキストを中心とした講義方式で講習を行います。規定の学科科目の講義終了後、修了試験を行います。次にドラグショベル・トラクターショベル等を用いて走行操作・作業操作の実技講習を行い、講習終了後、修了試験を行います。学科・実技の両試験が合格基準点に達した方に後日修了証を交付します。

2. 受講要件
- ・一部免除講習受講者 下記の免除区分A・Bに該当する方
  - ・全科目講習受講者 18歳以上の方 (一部免除の方は、全科目講習を受講できません)

3. 受講定員 40名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4か月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、資格証等のコピー(実務経験が必要な方は、事業主証明を受けて下さい。)\*写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申込んで下さい。

### 【免除区分】

A ・建設機械施工技術検定1級合格者で、実地試験においてトラクター系若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は2級合格者で第4種～第6種までの種別に合格した者。

\* 免除科目 学科(走行・一般・法令)、実技(走行操作)

B ・大型特殊自動車運転免許を有する者。

・不整地運搬車運転技能講習を修了した者。

・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれかを有し、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種種の運転経験を有する者。\*

・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれかを有し、車両系建設機械(解体用)の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種種の運転経験を有する者。\*

・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれかを有し、不整地運搬車の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種種の運転経験を有する者。\*

・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれかを有し、過去の経過措置により免除が受けられる者(詳しくは支部ホームページをご覧ください)。

\* 免除科目 学科(走行)、実技(走行操作)

### 7. その他

※不正防止の為、当該特別教育は登録講習機関、労働基準協会等公的機関で受講したものに限りです。

### 【講習スケジュール表】

免除区分	講習日程		学 科		実 技		受講日数
	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	
A							2. 0日
B							2. 5日
全科目							6. 0日

・・・受講日・時間帯

## 車両系建設機械(解体用)運転技能講習

### 1. 講習内容

車両系建設機械(解体用)(機体重量制限なし)の運転に必要な技能講習です。作業・一般・法令の3科目について、テキストを中心とした講義方式で学科講習を午前中(半日)を行います。学科科目の講習終了後、学科修了試験を行います。午後にブレーカーユニット等を装着したドラグショベルを用いて作業操作の実技講習(半日)を行い、講習終了後、実技修了試験を行います。学科・実技の両修了試験が合格基準点に達した方に後日修了証を交付します。

2. 受講要件 ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者

3. 受講定員 40名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4か月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、資格証の写し・写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申込んで下さい。

## 不整地運搬車運転技能講習

### 1. 講習内容

不整地運搬車(機体重量制限なし)の運転に必要な技能講習です。

運搬・力学・法令の3科目(免除区分Bは走行知識が加わり4科目)について、テキストを中心とした講義方式で、2日間の講習を行います。規定の学科科目の講義終了後、修了試験を行います。次に不整地運搬車を用いて走行の操作・荷の運搬の実技講習を1日間行い、講習終了後、修了試験を行います。学科・実技の両試験が合格基準点に達した方に後日修了証を交付します。

### 2. 受講要件 下記の免除区分に該当する方

### 3. 受講定員 40名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

### 5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、資格証等のコピー(実務経験が必要な方は事業主証明を受けて下さい。)-写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申し込んで下さい。

### 【免除区分】

- |   |   |
|---|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械施工技術検定1級合格者で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は2級合格者で第2種～第6種までの種別に合格した者。</li> <li>・大型特殊自動車免許を有する者。</li> <li>・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれかを有し、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者。</li> <li>・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれかを有し、車両系建設機械(解体用)の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者。</li> <li>・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれかを有し、不整地運搬車の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者。</li> <li>・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は、車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者。</li> </ul> <p style="text-align: center;">* 免除科目 学科 (走行)、実技 (走行操作)</p> |
| B | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特別教育を受け、6ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者。</li> <li>・車両系建設機械(解体用)の特別教育を受け、6ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者。</li> <li>・不整地運搬車の特別教育を受け、6ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者。</li> </ul> <p style="text-align: center;">* 免除科目 実技 (走行操作)</p>  |

### 【講習スケジュール表】

免除区分	講習日程	学 科		実 技	受講日数
		第1日目	第2日目	第3日目	
A					2. 5日
B					3. 0日

…受講日・時間帯

## 玉掛け技能講習

### 1. 講習内容

玉掛け(つり上げ荷重(制限荷重)制限なし)作業に従事するのに必要な技能講習です。  
クレーン・カ学・玉掛け・法令の4科目について、テキストを中心とした講義方式(学科11時間)及び実技講義(2時間)で2日間の講習を行います。学科科目の講義終了後、学科修了試験を行います。次にクレーン・移動式クレーンを用いて玉掛け作業の実技講習を半日間行います。実技講習終了後、実技修了試験を行います。学科・実技の両試験が合格基準点に達した方に後日修了証を交付します。

### 2. 受講要件

18歳以上の方で、つり上げ荷重又は制限荷重1トン以上のクレーン等の玉掛けの補助作業業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方、又は玉掛特別教育を受講後1トン未満のクレーン等の玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する方

### 3. 受講定員 40名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

### 5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、実務経験等に係る事業主証明を受け、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申し込んで下さい。

## 高所作業車運転技能講習

### 1. 講習内容

高所作業車(高さ制限なし)の運転に必要な技能講習です。  
作業・一般・法令の3科目(免除区分1号は作業・法令の2科目)について、テキストを中心とした講義方式で2日間の講習を行います。規定の学科科目の講義終了後、学科修了試験を行います。次に高所作業車を用いて作業操作の実技講習を1日間行い、講習終了後、実技修了試験を行います。学科・実技の両試験が合格基準点に達した方に後日修了証を交付します。

### 2. 受講要件 下記の免除区分に該当する方

### 3. 受講定員 40名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

### 5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、資格証等の写し(免除区分該当のもの)・写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申し込んで下さい。

#### 【免除区分】

1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式クレーン運転免許取得者</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習修了者</li> <li style="text-align: center;">* 免除科目 学科(原動機・一般)</li> </ul>
2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械施工技術検定1級・2級(種不問)のいずれかを合格した者</li> <li>・大型特殊・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれかを有する者</li> <li>・フォークリフト・ショベルローダー等・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)・車両系建設機械(基礎工事用)・車両系建設機械(解体用)・不整地運搬車のいずれかの運転技能講習を修了した者</li> <li style="text-align: center;">* 免除科目 学科(原動機)</li> </ul>

#### 【講習スケジュール表】

免除区分	日程	学 科 講 習		実技講習	受講日数
		第1日目	第2日目	第3日目	
1号					2. 0日
2号					2. 5日

・・・受講日・時間帯

※当支部の技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金制度が適用されます。

人材開発支援助成金の助成金額は、受講料(テキスト代を含む)の75%と受講1日につき8,550円の資金助成額の合計(規模が20人以下の場合)です。当支部は人材開発支援助成金の証明をしています。遠慮なくお申し込みください。詳しくは、当支部のHP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』を参照してください。



## 職長・安全衛生責任者教育

### 1. 講習内容

労働安全衛生法第16条、安衛則第19条及び労働安全衛生法第60条、安衛則第40条に基づき必要な知識・理論と実践について2日間(14時間)の講習を行い、所定の時間を受講した方以後日修了証を交付します。

### 2. 受講対象

18歳以上で今後、職長及び安全衛生責任者に選任される方

### 3. 受講定員 50名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

### 5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申し込んで下さい。

### ※ 職長・安全衛生責任者教育について

\* 当支部では、「職長教育」を昭和52年1月から実施していましたが、教育課程の変更・発注者からの要望等により、平成13年以降は「職長教育」に「安全衛生責任者」を加えた「職長・安全衛生責任者」教育を実施しています。

また、平成18年4月1日以降は「リスクアセスメント」を含めた講習を行っています。

## 職長・安全衛生責任者能力向上教育

### 1. 講習内容

厚生労働省(三重労働局)より通達で実施するよう指導があった「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育」のカリキュラムに基づいたもので、職長・安全衛生責任者教育を受講した方が、概ね5年ごとに定期的に受講していただくよう指導があった能力向上教育の講習です。

### 2. 受講対象

職長・安全衛生責任者教育を受講し概ね5年以上経過した方

### 3. 受講定員 50名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

### 5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、職長・安全衛生責任者教育修了証の写し、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申し込んで下さい。

## 足場の組立て等作業主任者能力向上教育

### 1. 講習内容

労働安全衛生法第19条の2で事業者に対し、労働災害の防止のための業務に従事する者(作業主任者を含む)に対する能力向上教育を定め、また能力向上教育の指針(作業主任者については、定期または随時実施)が公示されています。平成21年6月1日、足場等からの墮落等による労働災害防止に関し、一部改正労働安全衛生規則が施行され、足場等からの墮落防止措置及び安全点検に関する規定が追加され、義務付けられました。本教育は学科7時間です。

### 2. 受講対象

足場の組立て等作業主任者技能講習修了者

### 3. 受講定員 100名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

### 5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写し、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申し込んで下さい。

## 施工管理者等のための足場等点検実務者研修

### 1. 講習内容

建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者及び店社の安全衛生部門等で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者で、安全衛生規則に基づく足場の措置や点検を行う者に対する教育研修。本教育は学科4時間です。

### 2. 受講対象 建設工事施工管理実務経験者等

### 3. 受講定員 100名

### 4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

### 5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前又は定員に達し次第、締切ります。

### 6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて支部事務局に申し込んで下さい。

#### 丸のこ等取扱作業従事者教育

##### 1. 講習内容

平成22年7月14日付け基安発714号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達に基づき、建設業等において「携帯用丸のこ」を使用する作業者を対象した安全教育の講習です。学科講習・実技講習(4時間)の講習を行い、所定の時間を受講した方に後日修了証を交付します。

2. 受講対象 18歳以上の方

3. 受講定員 50名

4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日おおよそ5日前又は定員に達し次第、締切ります。

6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて支部事務局に申し込んで下さい。

#### 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

##### 1. 講習内容

酸素欠乏・硫化水素危険作業(労働安全衛生法施行令別表第6に規定)に従事する方に必要な特別教育の講習です。立坑、隧道、地下室、タンク、槽、暗渠、マンホール、溝、ピット、管、缶、船倉、井戸、潜函、下水管、下水処理施設、ボイラー、熱交換器、反応槽(棟)、醸造槽(棟)、貯蔵槽(棟)、むろ等で作業する場合がございます。

労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第26号、酸素欠乏症等防止規則第12条第1項、同第2項)等に基づき、テキストを使用した5時間30分の講習を行い、所定の時間を受講した方に、後日修了証を交付します。

2. 受講対象 18歳以上の方

3. 受講定員 50名

4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日おおよそ5日前又は定員に達し次第、締切ります。

6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて支部事務局に申し込んで下さい。

#### 石綿取扱い作業従事者作業特別教育

##### 1. 講習内容

労働安全衛生規則第36条第37号により、労働者に石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業(以下「石綿使用建築物等解体等作業」という)を行わせるときは、労働者に石綿取扱い作業従事者特別教育を実施しなければならないと定められています。当支部では石綿使用建築物等解体等作業に従事する方を対象として下記のとおりの特特別教育を新規開講します尚、石綿作業主任者等の資格を有する方は、本教育を受講する必要はありません。

労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第37号、石綿障害予防規則第27条第1項、同第2項)等に基づき、テキストを使用した4時間30分の講習を行い、所定の時間を受講した方に後日修了証を交付します。

2. 受講対象 18歳以上の方

3. 受講定員 50名

4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日おおよそ5日前又は定員に達し次第締切ります。

6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて支部事務局に申し込んで下さい。

#### ローラー(締固め用)運転特別教育

##### 1. 講習内容

締固め用ローラー(機体重量制限なし)の運転に必要な特別教育の講習です。

労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第10号)に基づき、テキストを使用した学科1日、実技1日の講習を行い、所定の時間を受講した方に、後日修了証を交付します。

2. 受講対象 18歳以上の方

3. 受講定員 40名

4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日おおよそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申し込んで下さい。

### 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育

#### 1. 講習内容

機体重量3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転に必要な特別教育の講習です。労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第9号)に基づき、テキストを使用した学科1日、実技1日の講習を行い、所定の時間を受講した方に、後日修了証を交付します。

2. 受講対象 18歳以上の方

3. 受講定員 50名

4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申込んで下さい。

### ロープ高所作業に係る特別教育(学科)

#### 1. 講習内容

平成28年7月より新たに規定されたロープ高所作業に従事する方に必要な特別教育の講習です。労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第40号)に基づき、テキストを使用した学科講習を実施し、所定の時間を受講した方に、後日修了証を交付します。尚本教育は学科のみの為、学科教育の修了証を発行します。実技科目に関しては各事業場にて実施し記録を保存していただく必要があります。

2. 受講対象 18歳以上の方

3. 受講定員 50名

4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申込んで下さい。

### 足場の組立て等作業特別教育

#### 1. 講習内容

足場の組立て等作業に従事する方に必要な特別教育の講習です。労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第30号)が平成27年3月5日に公布されたことにより、平成27年7月1日から施行されることとなった「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」の特別教育です。労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第39号)に基づき、テキストを使用した学科講習を実施します。

2. 受講対象 6時間講習 18歳以上の方

3時間講習 平成27年7月1日時点で、18歳以上かつ足場の組立て等作業に従事していた方

3. 受講定員 100名程度

4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申込んで下さい。

### フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

#### 1. 講習内容

フルハーネス型安全帯を使用し高所作業に従事する方に必要な特別教育の講習です。平成30年6月19日、労働安全衛生規則等の改正が行われ「墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育(以下、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」という。)」の実施が義務付けられ、平成31年2月1日に施行されることとなりました。建災防三重県支部では、法定の教育カリキュラムによる「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を以下のとおり開催します。

2. 受講対象 6時間講習(学科、実技) 18歳以上の方

3. 受講定員 40名

4. 受付け開始時期

講習開催日の4ヶ月前(受付け開始日が土・日・祝日の時はその前日)より受付けを始めます。

5. 申込み締切り 講習開催日およそ5日前、又は定員に達し次第締切ります。

6. 受講申込み

所定の申込み書類に必要事項記入の上、写真2枚及び講習料金を添えて、支部事務局に申込んで下さい。

※当支部の特別教育は、厚生労働省の人材開発支援助成金制度が適用されます。

人材開発支援助成金の助成金額は、受講料(テキスト代を含む)の75%と受講1日につき8,550円の賞金助成額の合計(規模が20人以下の場合)です。当支部は人材開発支援助成金の証明をしています。

各種教育(職長・安全衛生責任者教育、同能力向上教育、丸のこ等取扱作業従事者教育)は、上記人材開発支援金制度の対象ではありません。

詳しくは、当支部のHP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』を参照してください。

### 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

案内は当支部のHP『<http://saiboumie.web.fc2.com/>』に掲載しています。当支部HPを参照してください。

建設業労働災害防止協会三重県支部長は、建設業労働災害防止協会会長から業務委任を受け、三重労働局長に申請を行い、労働安全衛生法第77条等に定める登録教習機関等として、以下の労働安全衛生法第76条等に定める技能講習等を実施しています。

登録番号	登録した技能講習等の区分
第4-1号	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
第9-1号	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
第10-4号	足場の組立て等作業主任者技能講習
第50-3号※1	石綿作業主任者技能講習
第45-1号	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
第34-3号	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
第35-1号	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
第19-1号	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
第20-7号	玉掛け技能講習
第39-1号	車両系建設機械(解体用)運転技能講習
第40-1号	不整地運搬車運転技能講習
第41-1号	高所作業車運転技能講習
第13-3号※2	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
第2号※3	建築物石綿含有建材調査者講習

登録の有効期間の満了日 令和6年3月30日

※1 令和8年6月14日

※2 令和8年11月17日

※3 令和9年7月10日

**適格請求書発行事業者登録番号:T5-0104-0500-1851**

\*当支部では、「鋼橋架設等作業主任者技能講習」「コンクリート橋架設等作業主任者技能講習」の2つの講習については平成11年以降開催していません。また制度上この2つの講習に係る「講習修了証の再交付・書換え」の処理が出来ませんので、「再交付・書換え」の手続きは、「技能講習修了証明書発行事務局」(東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館 4F TEL03-3452-3371)に申し出て下さい。

\*当支部では、平成31年4月より再試験制度を導入しました。修了試験を受けたものの不合格となった場合、再試験の申し込み(要再試験料消費税込4,500円、石綿含有建材調査者講習は7,500円)ができ、受講料が無駄になりません。詳しくはホームページをご覧ください。